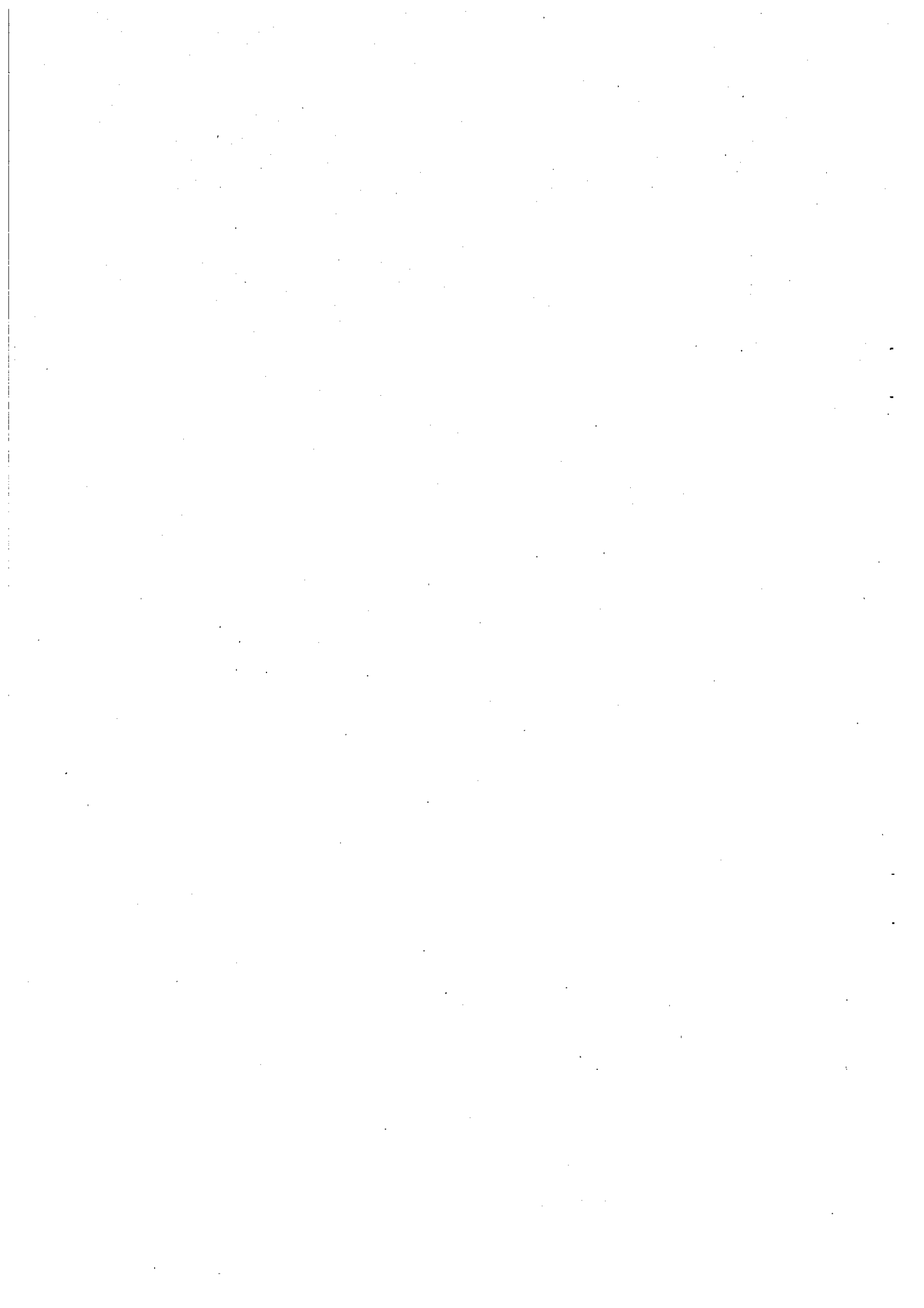


# 令和8年第3回朝霞市農業委員會議事日程

令和8年3月25日 水曜日 午後3時00分  
於 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

- |    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 第1 | 開 会                   |   |
| 第2 | 議事録署名委員の指名について        |   |
|    | 9番 渡邊 忠委員             | 10番 千田 理恵子委員                            |
| 第3 | 提出議案                  |   |
|    | 議案第5号                 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について         |
|    | 議案第6号                 | 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見の聴取について             |
|    | 議案第7号                 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について           |
|    | 議案第8号                 | 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について                  |
|    | 議案第9号                 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について |
|    | 議案第10号                | 朝霞市農業委員会処務規程の一部を改正する規程について              |
|    | 議案第11号                | サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について             |
| 第4 | 諸 報 告                 |   |
|    | (1) 報告第3号             | 会長専決について                                |
|    | (2) その他報告             |   |
| 第5 | 協 議 事 項               |   |
|    | (1) 次回の農業委員会総会の日程について |   |
| 第6 | 閉 会                   |   |



議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和8年3月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		譲受人	譲渡人	譲受理由		譲受人		備考
		登記地目	現況地目			耕作面積㎡	耕作面積㎡	耕作者数		
1	大字宮戸字押切町	田	畑	和光市新倉	宮戸	経営規模拡大	6,034.00	3	調査・説明委員 高橋 秀明委員	
	大字宮戸字押切町	田	畑							
	大字宮戸字押切町	田	畑		宮戸	経営規模縮小				

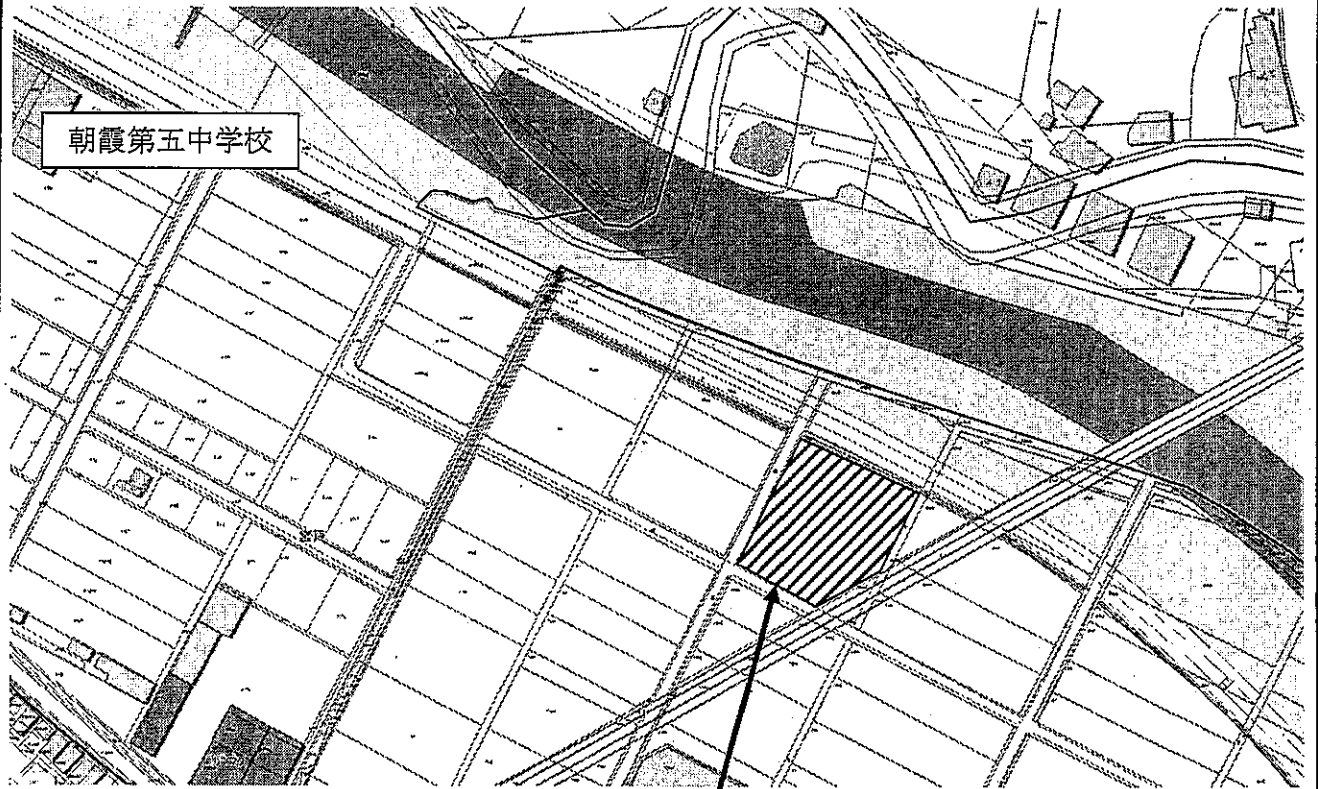
埼玉県朝霞市農業委員会会長

高橋 隆

# 案内図

議案第5号1番

土地の所在地	大字宮戸字字押切町 [REDACTED]、[REDACTED]、●		
譲受人	和光市新倉 [REDACTED] [REDACTED] ●	譲渡人	宮戸 [REDACTED]
			宮戸 [REDACTED]

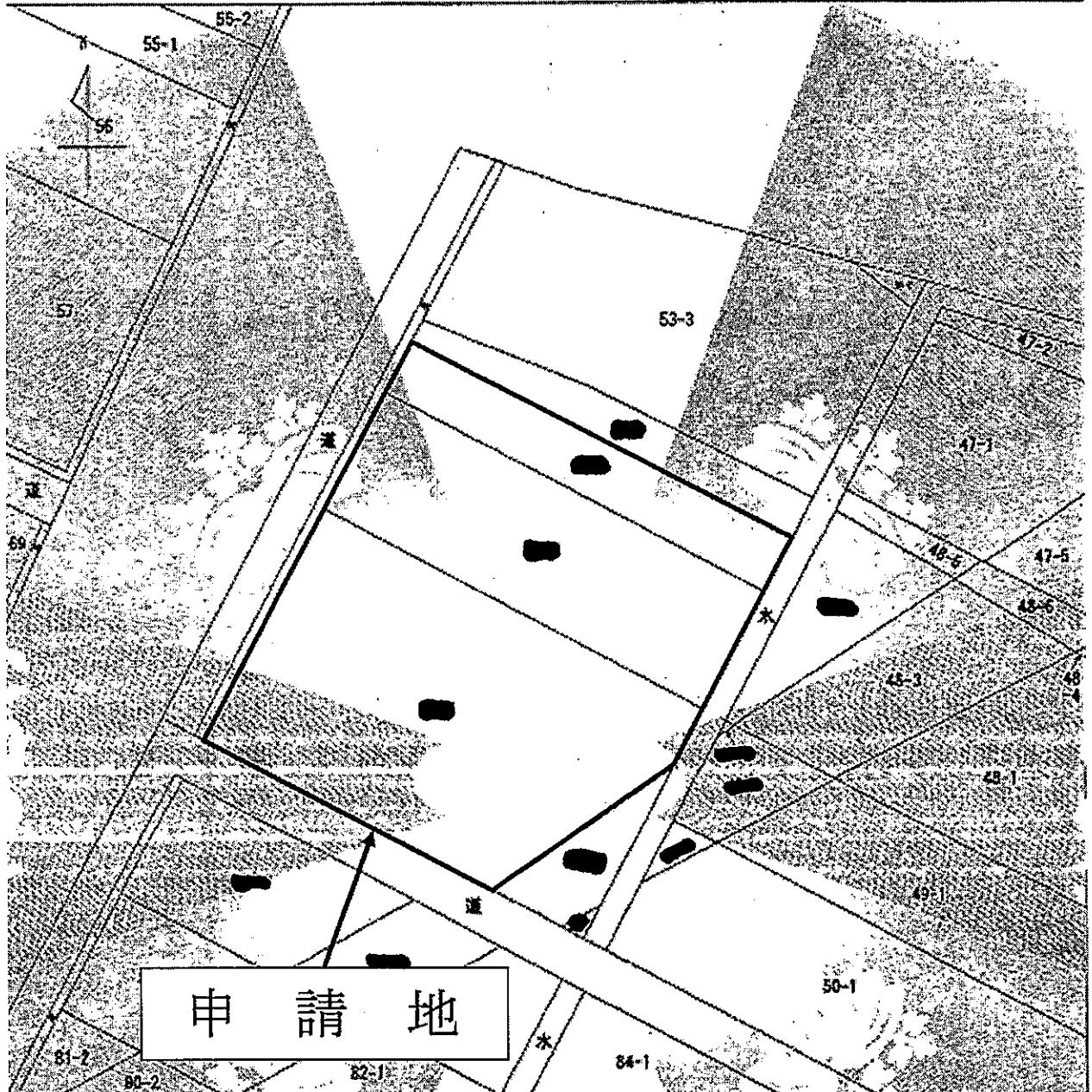


申請地

公図の写し

議案第5号1番

土地の所在地	大字宮戸字字押切町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]		
譲受人	和光市新倉 [REDACTED]	譲渡人	宮戸 [REDACTED]
	[REDACTED]		宮戸 [REDACTED]



議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見の聴取について

令和8年3月25日 提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

農用地利用集積等促進計画(案)

(市町村名:朝霞市)

番号	右の土地について農地中間管理事業に農地中間管理業者の指定を行う等				権利の移転を行う土地				右の土地について農地中間管理業者から買付け又は使用貸借の指定を受けている者				買付け又は使用貸借の指定を受けている者				設定する権利等								
	氏名又は名称	フリガナ	住所	所在地	大字	字	地番	地号	用途地目	面積(m <sup>2</sup> )	地域計画地区名	権利の種類	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	フリガナ	住所	内容	貸借期間		借費		備考	
																				期間	終了	借付期間又は残存期間	年額(P)		100あたり(P)
1	●●●●●●	●●●●●●	埼玉県朝霞市●●●●●●	朝霞市	下手町	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	978		貸借	●●●●●●	埼玉県朝霞市●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	普通借利用	R8.6.1	R13.5.31	5年	5,000	5,113	□返済等又は□借付
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									

【資料設定】

※農林公社は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)(以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより買付けの指定等を受け、なすか次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る買付け又は使用貸借の料率をすることができる。

- 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。
- 正当な理由がなく法第18条第1項の規定による買付けをしないとき。

※買付けの権利の始期が法第18条第5項に規定する県または市町村が行う認可の公告の日以前の場合は、県または市町村の認可公告の日を始期とする。

※氏名又は名称は、有限会社は例、株式会社は例、株式会社は例、その他の会社(合同会社、農事組合法人など)は等時等に記載すること。なお、法人の代表者の記載は不要。

※「地域計画地区名」は、地域計画内に位置づけられている農地であって、かつ権利を受ける者が担い手として目標地帯に位置づけられている場合は、公表されている地域計画地区域名を記載する。

※数字は全て半角で記載してください。なお、借費(P)及び100あたり(P)について、使用貸借の場合は「0」と記載する。

※買付け毎年の米価等により変動する場合は、備考欄にその農産物、品種名、等級及び数量を記載する。

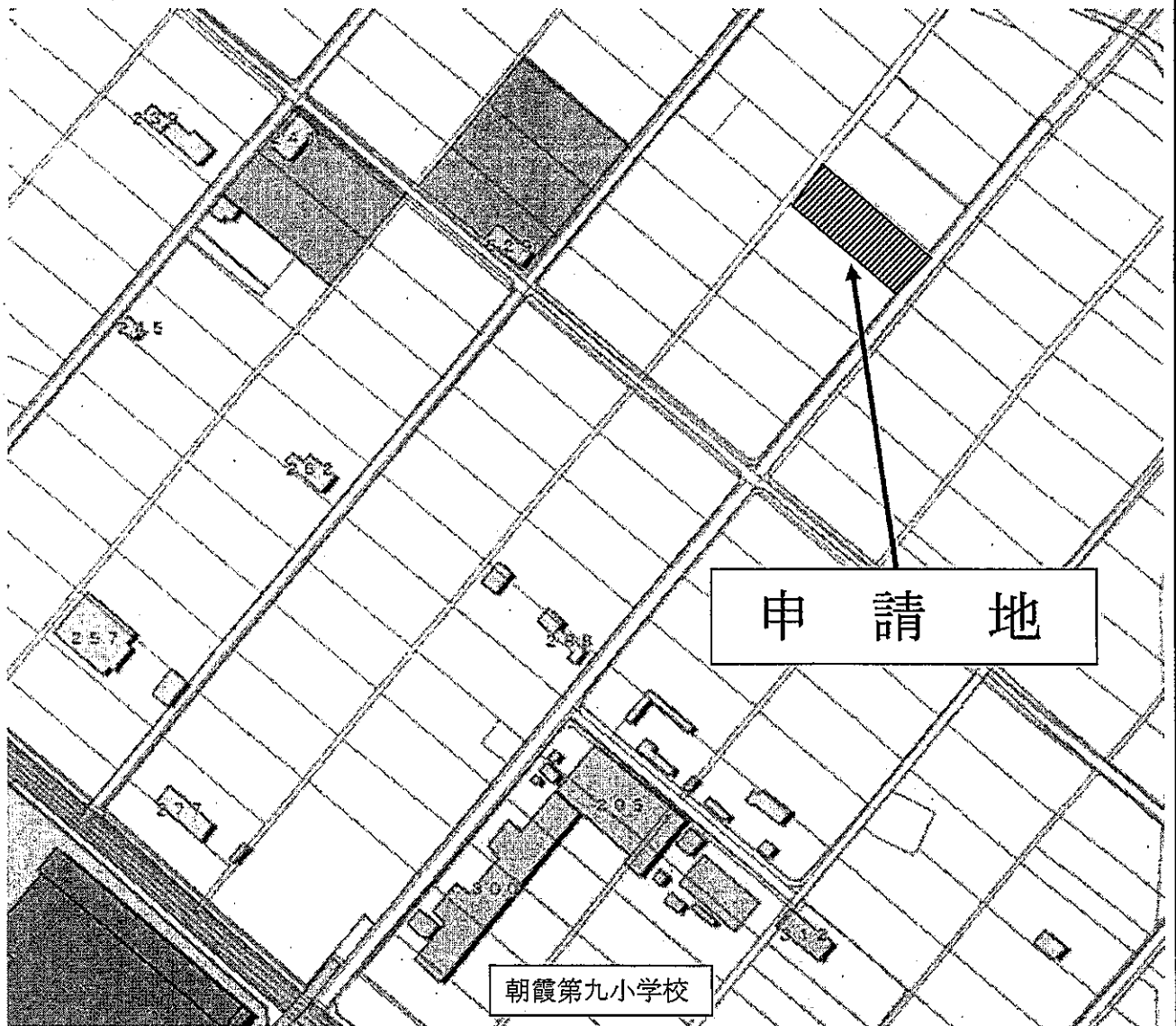
※「借費」で毎年の米価等により変動する場合は、備考欄に「借外参照」と記入し、「買付け」に「買付け」と記入し、「100あたり」に「買付け」と記入すること。

※買付け(更新前)の場合は、備考欄に「買付け」と記載する。

# 案 内 図

議案第6号1番

土地の所在地	大字根岸字下手町 [REDACTED]		
農地中間管理機構から賃借権等の設定を受ける者	板橋区中台 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地中間管理機構に賃借権等の設定を行う者	根岸台 [REDACTED] [REDACTED]





議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和8年3月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		申請人	買取り申出事由の生じた者	買取り申出事由		証明を必要とする理由	備考
		登記地目	現況地目			買取り申出事由	買取り申出事由が生じた日		
1	藤折町 [redacted] 溝沼 [redacted]	畑	畑	溝沼 [redacted]	溝沼 [redacted]	農業の主たる従事者が死亡したため。	令和6年12月29日	生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。	調査・説明委員 橋本 広明委員
		畑	畑	[redacted]	[redacted]				

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

案 内 図

議案第7号1番

土地の所在地

膝折町 [REDACTED]、溝沼 [REDACTED]

申 請 人

溝沼 [REDACTED]  
[REDACTED]



公図の写し

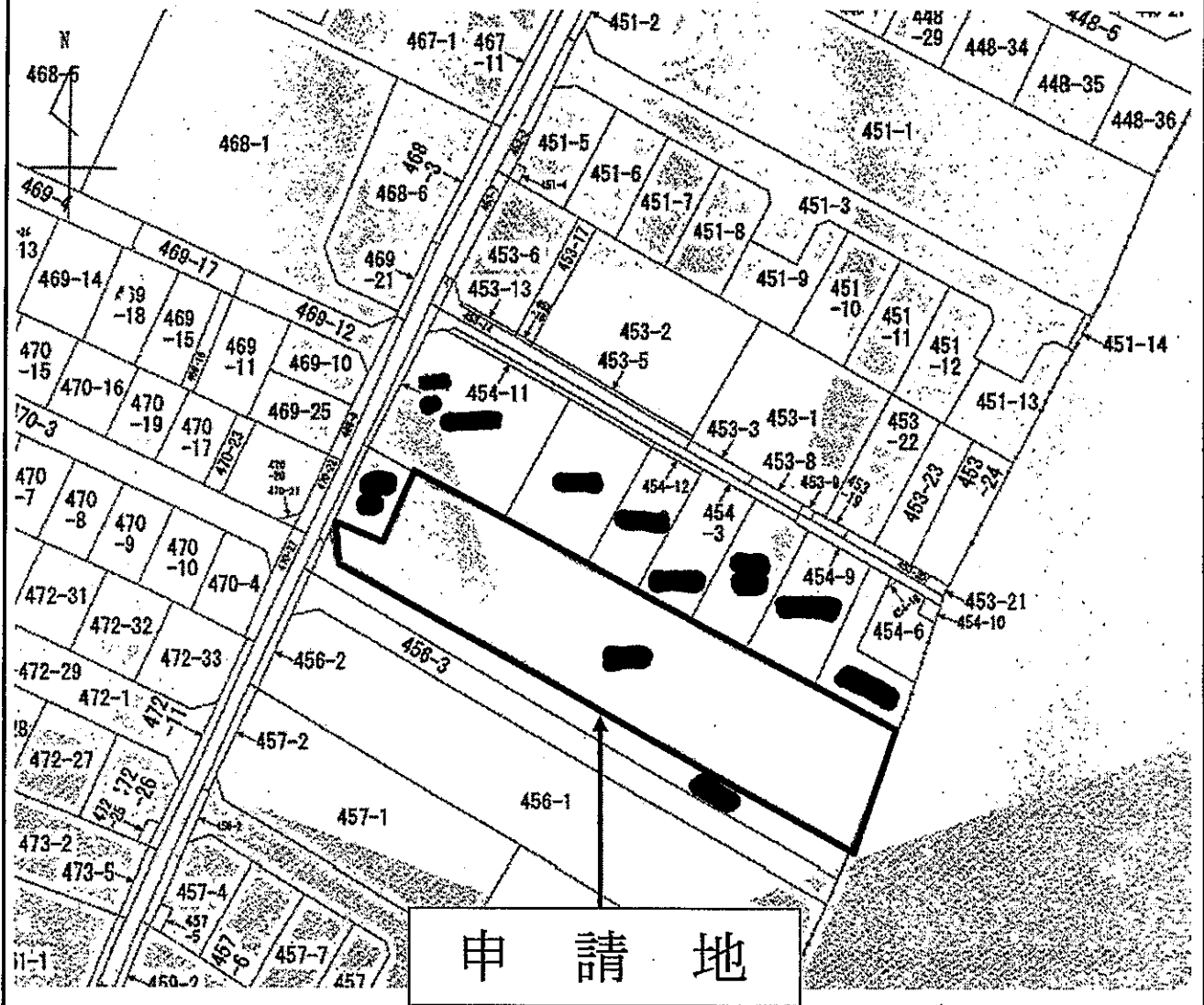
議案第7号1番

土地の所在地

膝折町 [REDACTED]、溝沼 [REDACTED]

申請人

溝沼 [REDACTED]

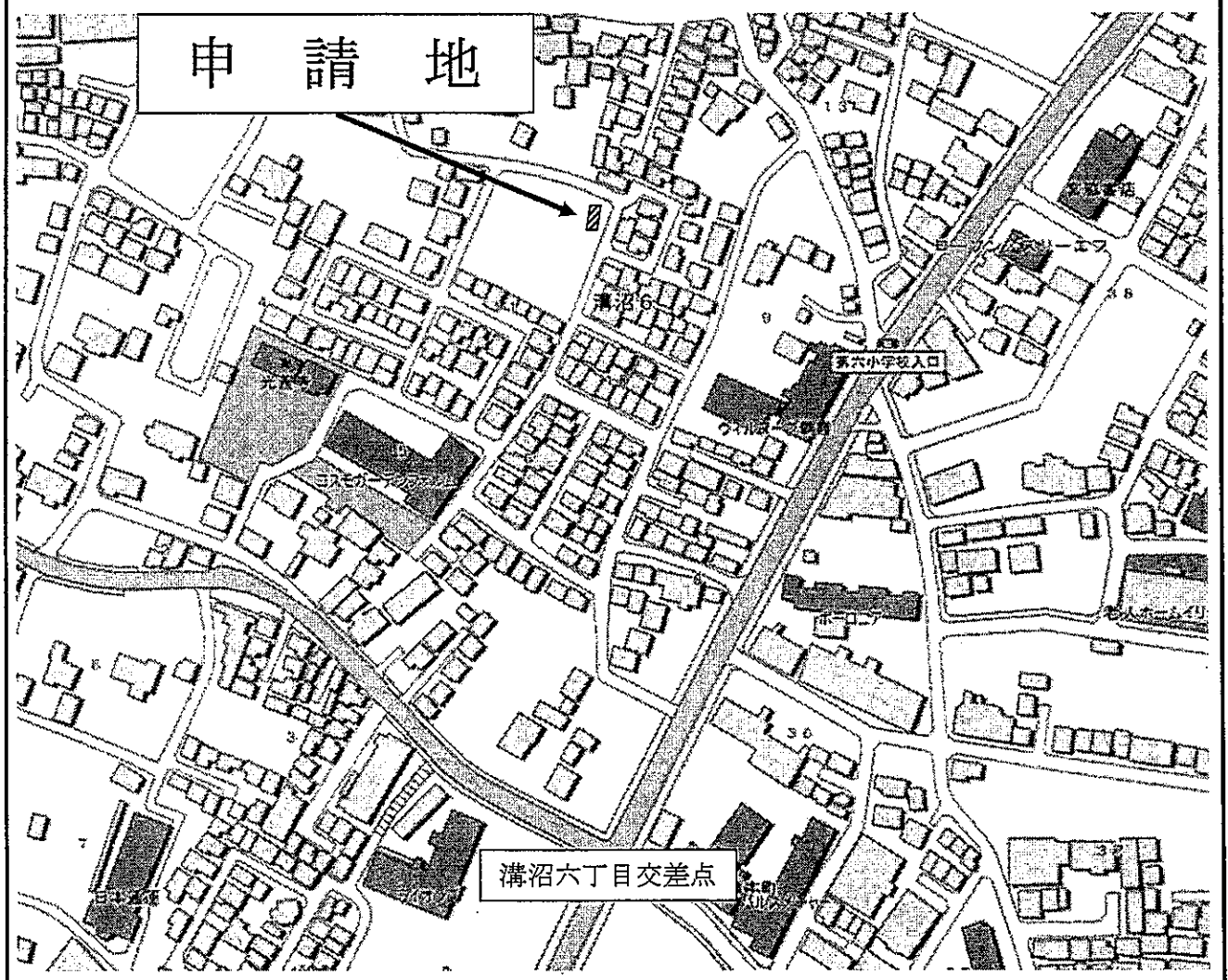


10

案 内 図

議案第7号1番

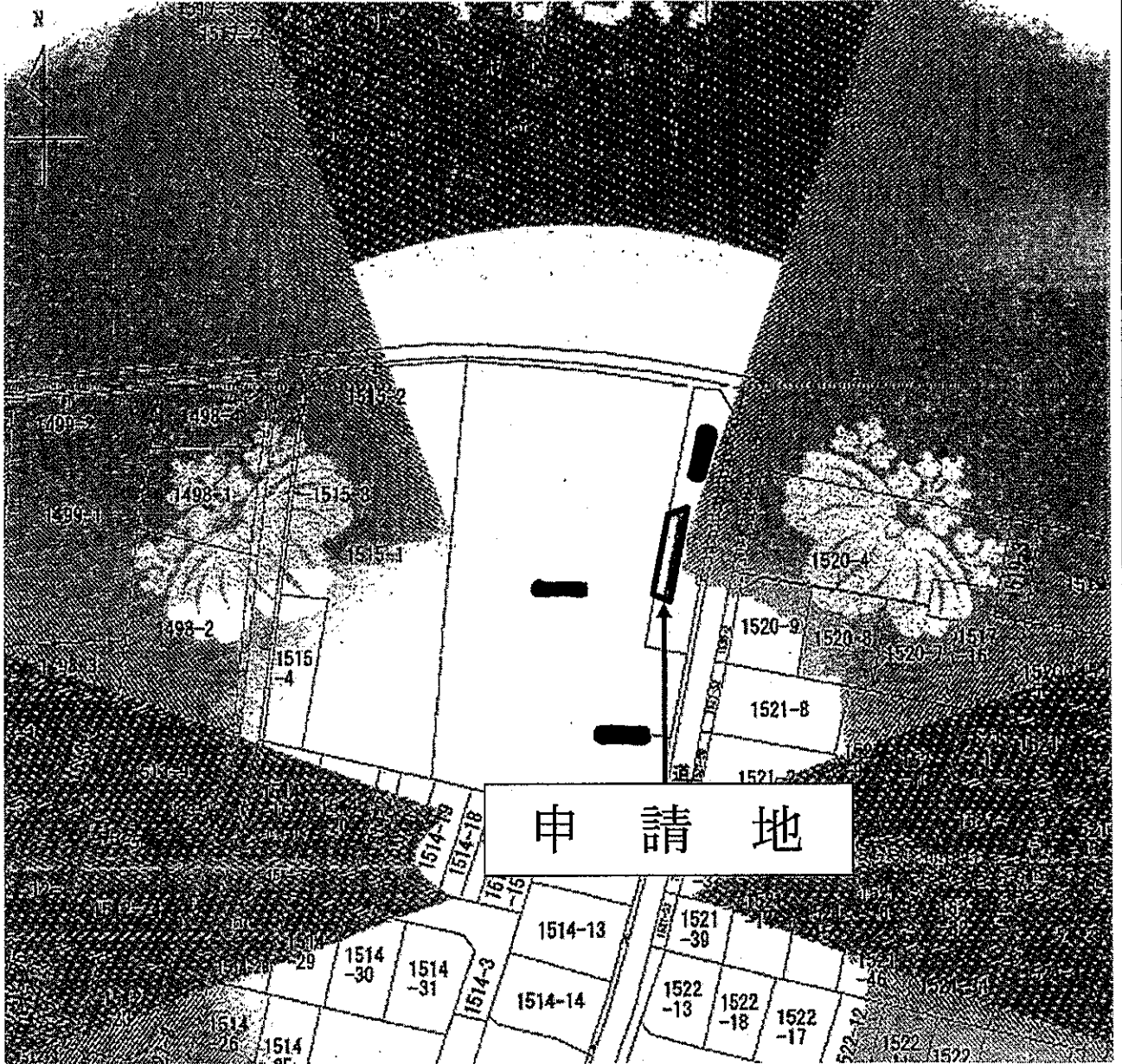
土地の所在地	膝折町 [REDACTED]、溝沼 [REDACTED]
申請人	溝沼 [REDACTED]



公図の写し

議案第7号1番

土地の所在地	膝折町 [REDACTED]、溝沼 [REDACTED]
申請人	溝沼 [REDACTED] [REDACTED]



議案第 8 号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和8年3月25日 提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

朝霞都市計画生産緑地地区の変更（朝霞市決定）

1 都市計画生産緑地地区中第13号生産緑地地区ほか8地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第13号生産緑地地区	約0.39ha	
第97号生産緑地地区	約0.55ha	
第157号生産緑地地区	約0.61ha	
第192号生産緑地地区	約0.08ha	
第197号生産緑地地区	約0.16ha	
第201号生産緑地地区	約0.82ha	
第204号生産緑地地区	約0.22ha	
第215号生産緑地地区	約0.16ha	
第222号生産緑地地区	約1.95ha	

〔位置及び区域は計画図表示のとおり〕

2 都市計画生産緑地地区中第31号、第98号、第262号生産緑地地区を廃止する。

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び公共施設等の設置により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 【朝霞都市計画における位置等】

第13号・第192号生産緑地地区：朝霞市北東部

第31号・第201号・第204号生産緑地地区：朝霞市北西部

第157号・第197号・第215号・第222号生産緑地地区：朝霞市南西部

第97号・第98号・第262号生産緑地地区：朝霞市南東部

## 【変更の必要性】

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限が解除されたため。

## 【変更の内容】

第31号・第97号・第157号・第192号・第197号・第201号・第204号・第215号

第222号生産緑地地区：面積及び区域の変更

第31号・第98号・第262号生産緑地地区：地区の廃止

新旧対照表

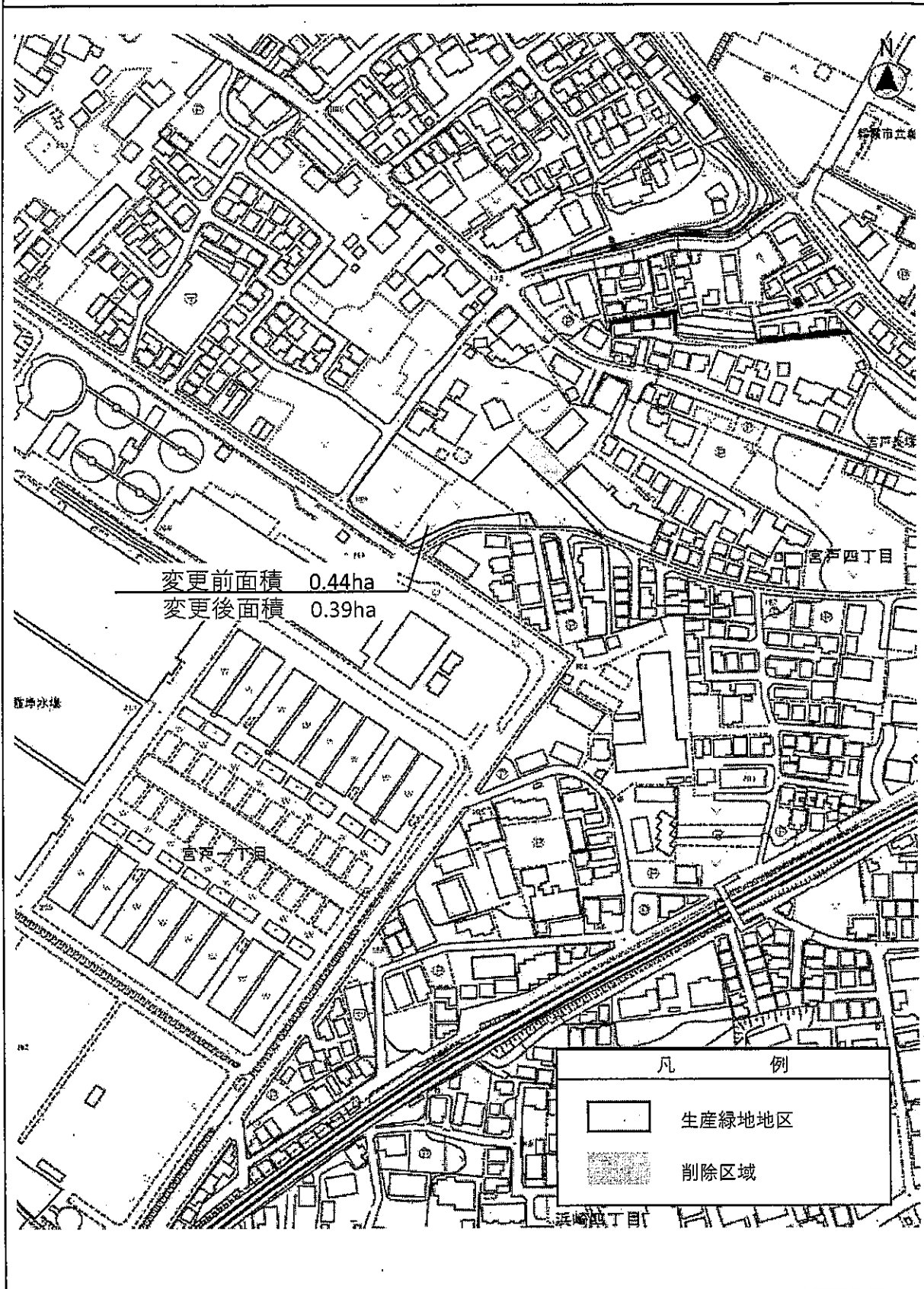
	名 称	面 積	備 考
新	第13号生産緑地地区	約0.39ha	
旧	第13号生産緑地地区	約0.44ha	
新	廃止		
旧	第31号生産緑地地区	約0.07ha	
新	第97号生産緑地地区	約0.55ha	
旧	第97号生産緑地地区	約0.78ha	
新	廃止		
旧	第98号生産緑地地区	約0.18ha	
新	第157号生産緑地地区	約0.61ha	
旧	第157号生産緑地地区	約0.73ha	
新	第192号生産緑地地区	約0.08ha	
旧	第192号生産緑地地区	約0.11ha	
新	第197号生産緑地地区	約0.16ha	
旧	第197号生産緑地地区	約0.22ha	
新	第201号生産緑地地区	約0.82ha	
旧	第201号生産緑地地区	約0.93ha	
新	第204号生産緑地地区	約0.22ha	
旧	第204号生産緑地地区	約0.36ha	
新	第215号生産緑地地区	約0.16ha	
旧	第215号生産緑地地区	約0.27ha	
新	第222号生産緑地地区	約1.95ha	
旧	第222号生産緑地地区	約2.13ha	
新	廃止		
旧	第262号生産緑地地区	約0.03ha	

変更概要書

名称	変更の内容
第13号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.44haの地区の内約0.05haを削除し 面積約0.39haに変更する。
第31号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約0.07haを廃止する。
第97号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.78haの地区の内約0.23haを削除し 面積約0.55haに変更する。
第98号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約0.18haを廃止する。
第157号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.73haの地区の内約0.12haを削除し 面積約0.61haに変更する。
第192号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.11haの地区の内約0.03haを削除し 面積約0.08haに変更する。
第197号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.22haの地区の内約0.06haを削除し 面積約0.16haに変更する。
第201号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.93haの地区の内約0.11haを削除し 面積約0.82haに変更する。
第204号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.36haの地区の内約0.14haを削除し 面積約0.22haに変更する。
第215号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約0.27haの地区の内約0.11haを削除し 面積約0.16haに変更する。

第222号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約2.13haの地区の内約0.18haを削除し 面積約1.95haに変更する。
第262号生産緑地地区	法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約0.03haを廃止する。

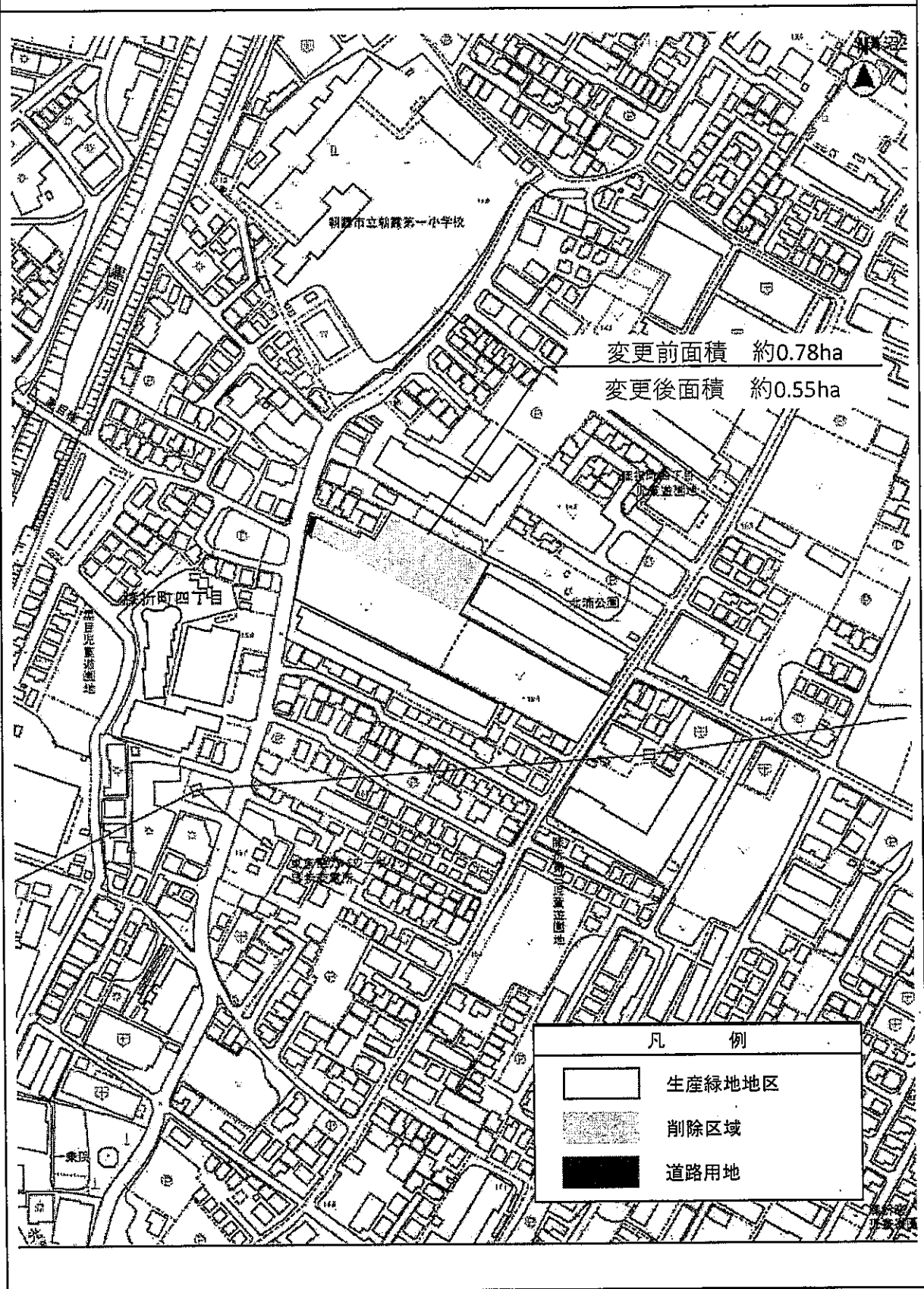
第13号生産緑地地区



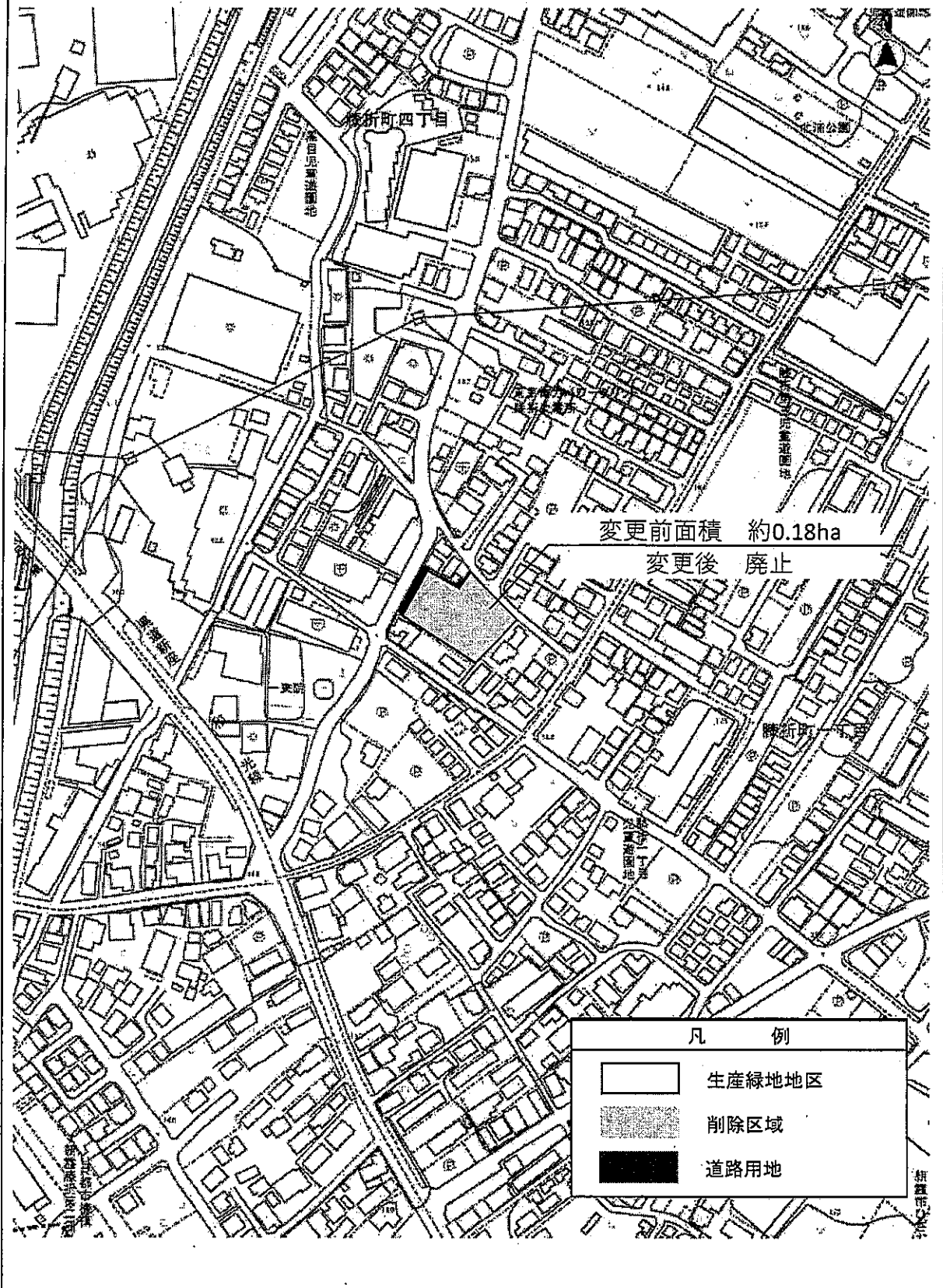
第31号生産緑地地区



第97号生産緑地地区



第98号生産緑地地区

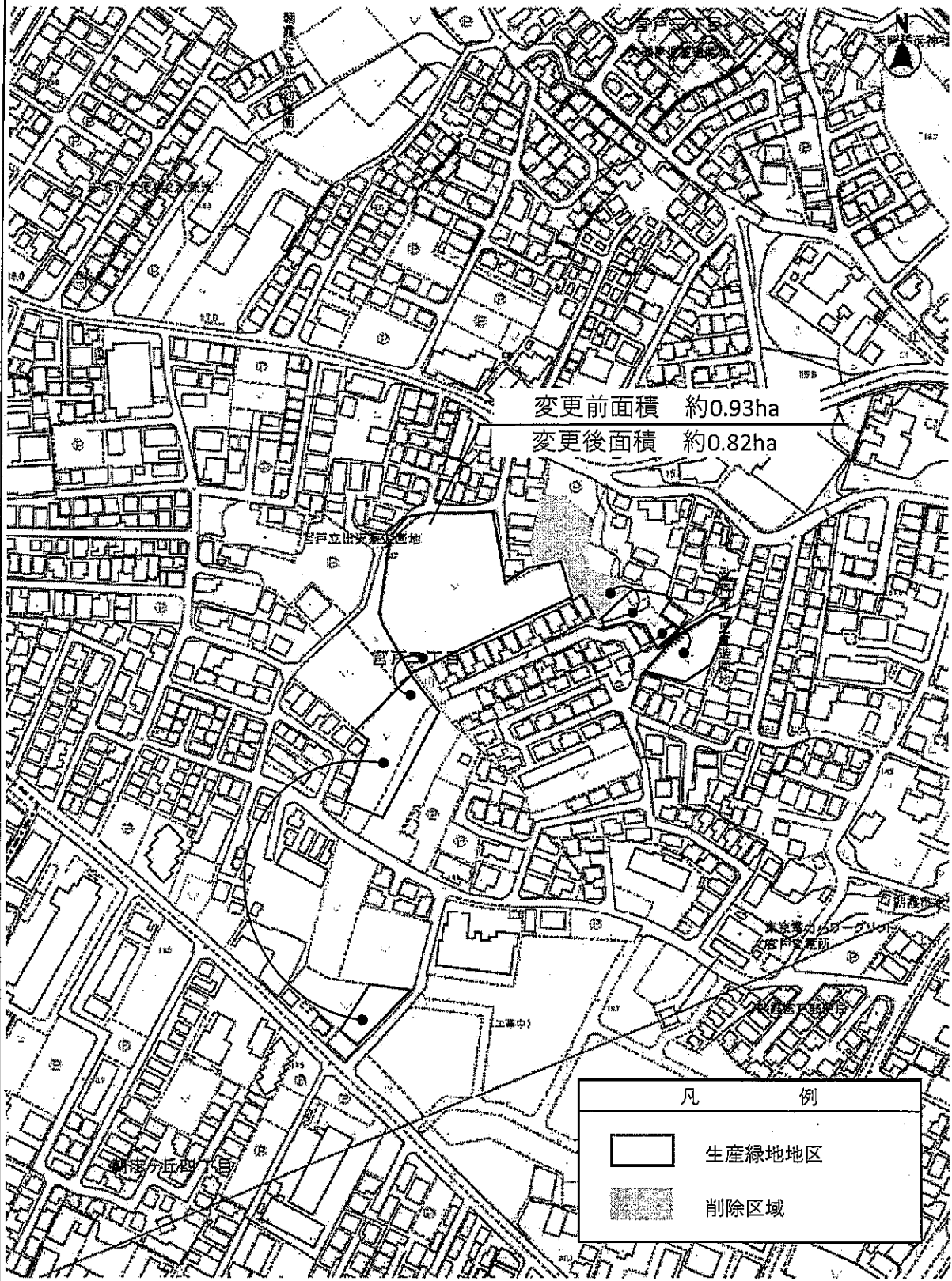








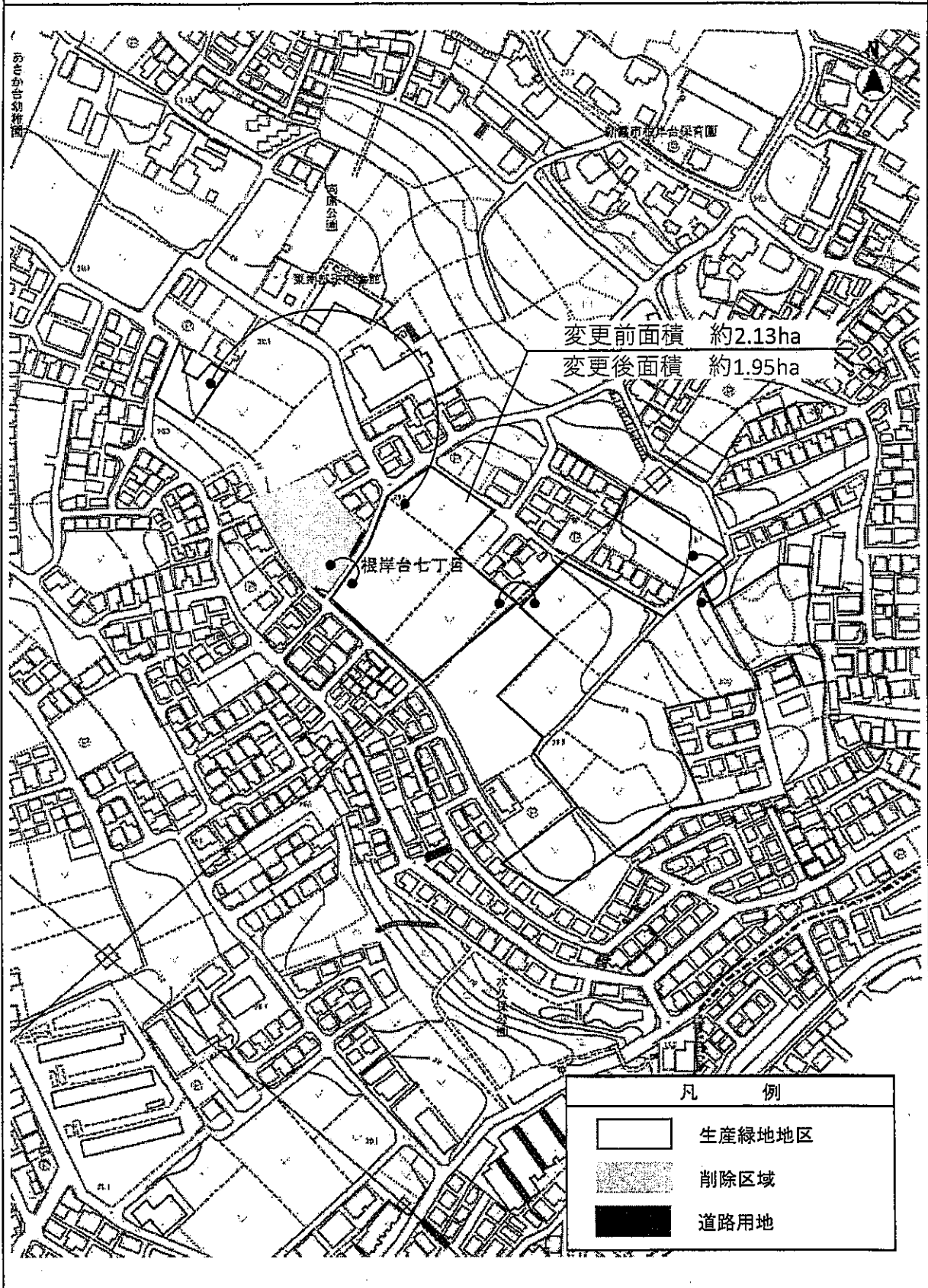
第201号生産緑地地区



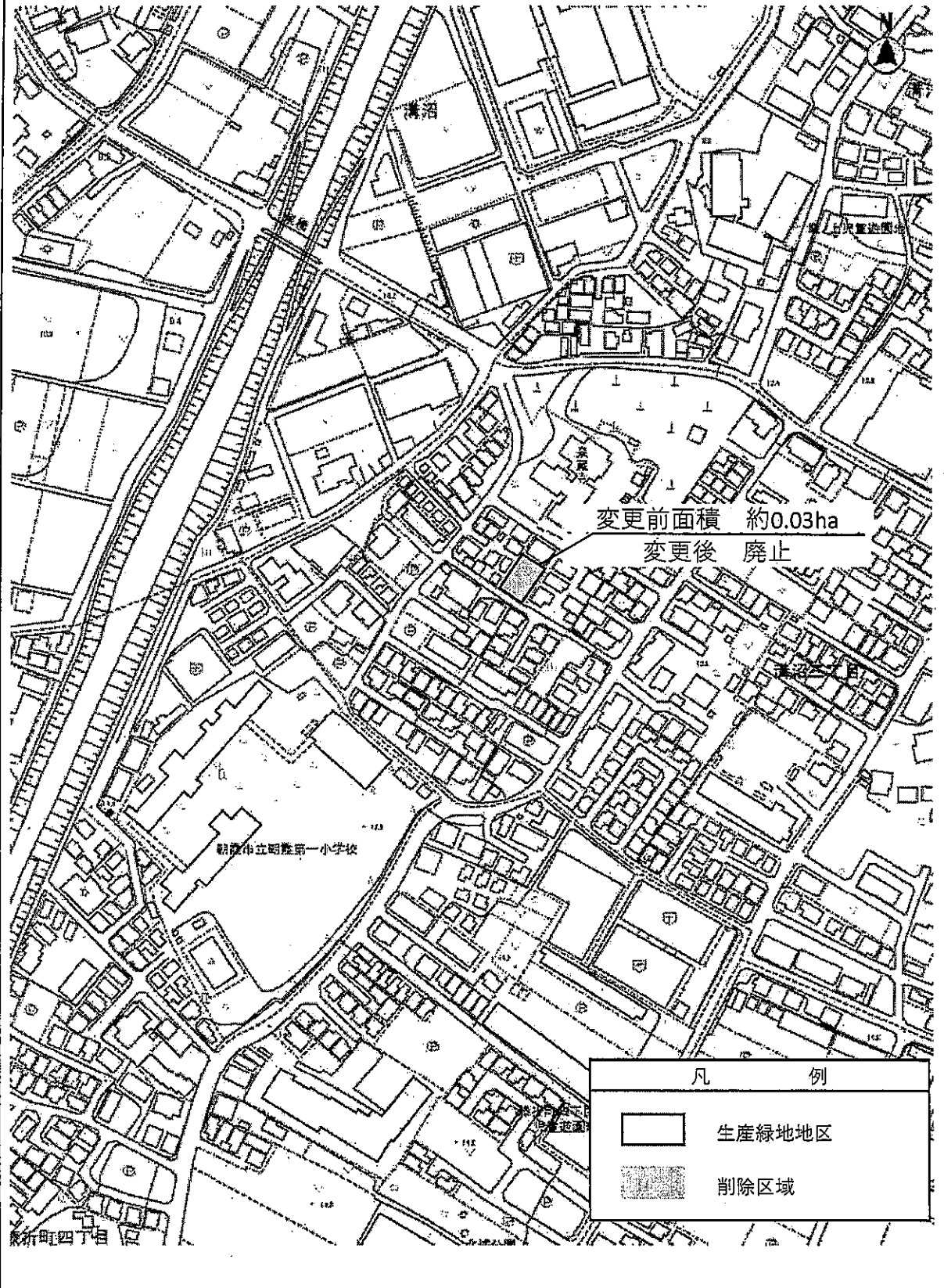




第222号生産緑地地区



第262号生産緑地地区



議案第9号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

令和8年3月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		申請者	所有者	貸付主体が有する権利	備考	
		種類	面積					
1	根岸台	山林	510.00	本町	本町	所有権	根岸台農園 (市民農園)	
		田	602.00	本町	浜崎	使用貸借による権利		浜崎農園 (市民農園)
		田	400.00	本町	本町	所有権		
	田	495.00	本町	本町	所有権			
	田	505.00	本町	本町				
	田	1,000.00	本町	本町				
	田	100.00	本町	浜崎	使用貸借による権利	浜崎第2農園 (市民農園)		
	田	1,000.00	本町	本町	使用貸借による権利			
	田	500.00	本町	本町				
	田	1,000.00	本町	浜崎	使用貸借による権利	青葉台農園 (市民農園)		
	田	400.00	本町	浜崎	使用貸借による権利			
	畑	1,736.00	本町	根岸台	使用貸借による権利			

議案第9号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

令和8年3月25日 提出

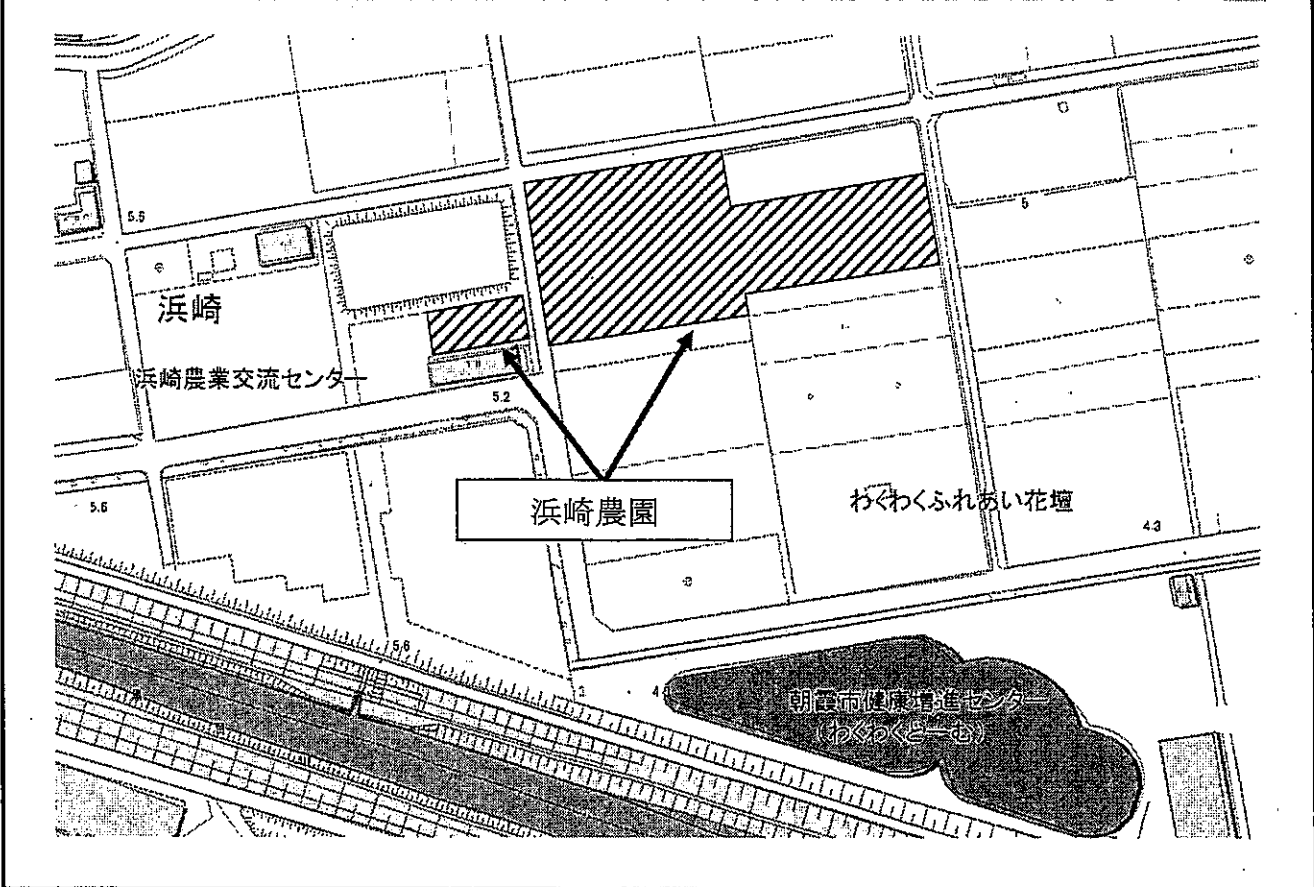
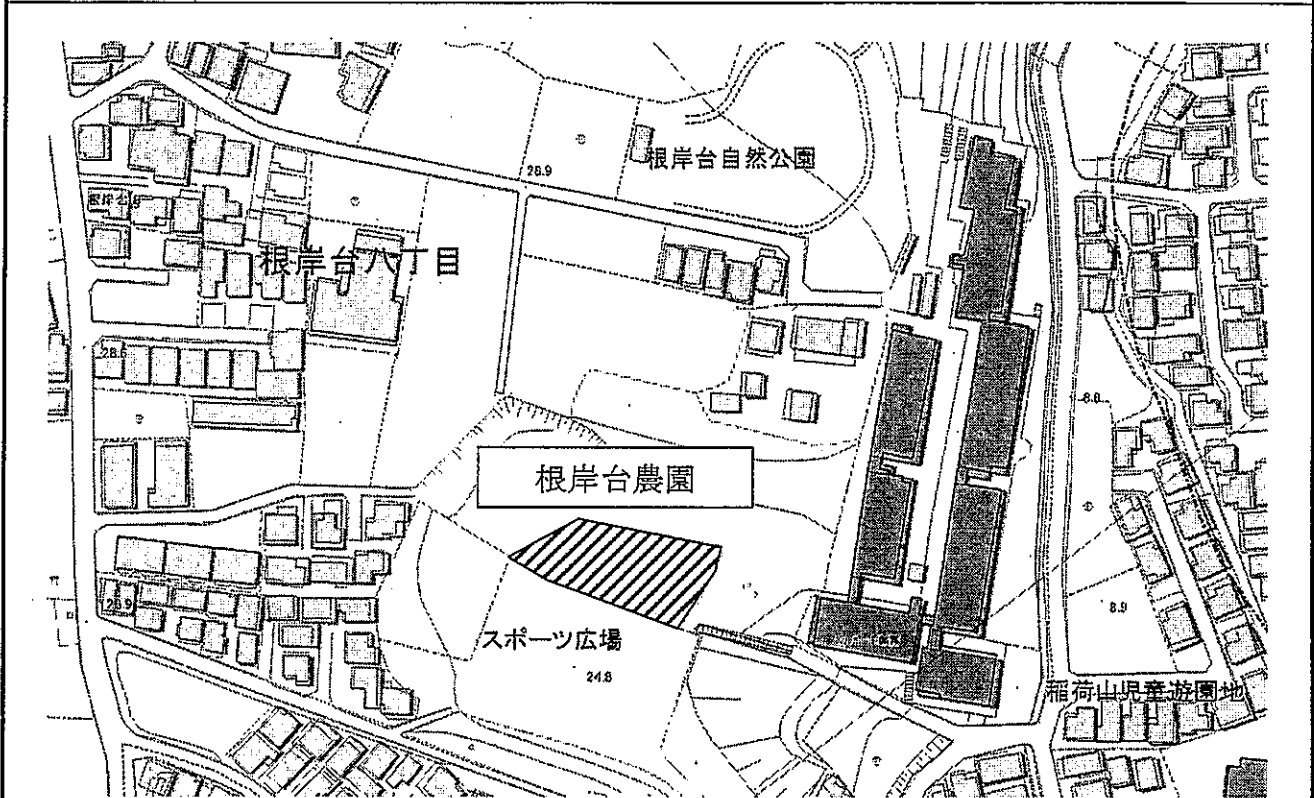
番号	土地の所在地	登記地目		申請者	所有者	貸付主体が有する権利	備考
		畑	登記面積 ㎡				
1	本町 [redacted]	畑	1,930.00	本町 [redacted]	溝沼 [redacted]	使用貸借による権利	本町農園 (市民農園)

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

# 案 内 図

議案第9号1番

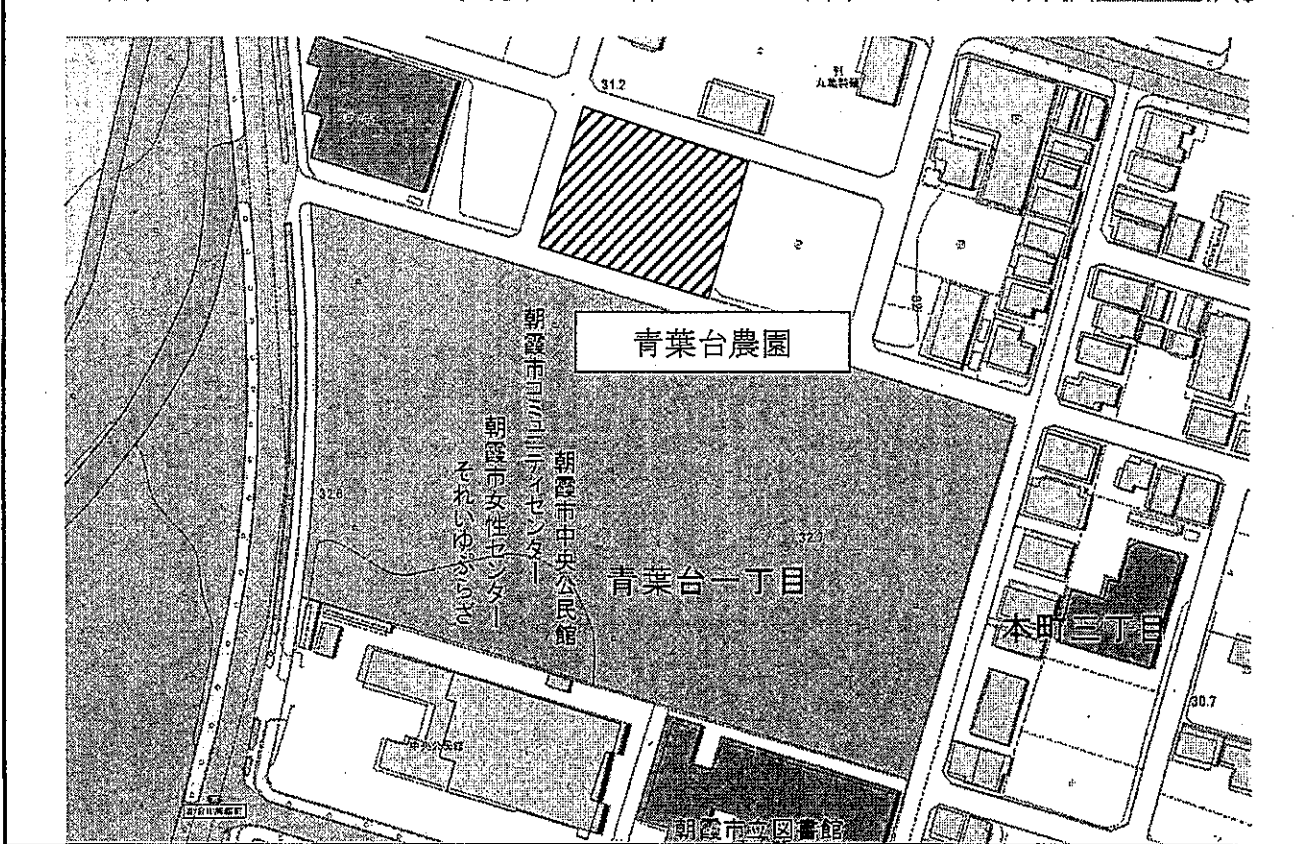
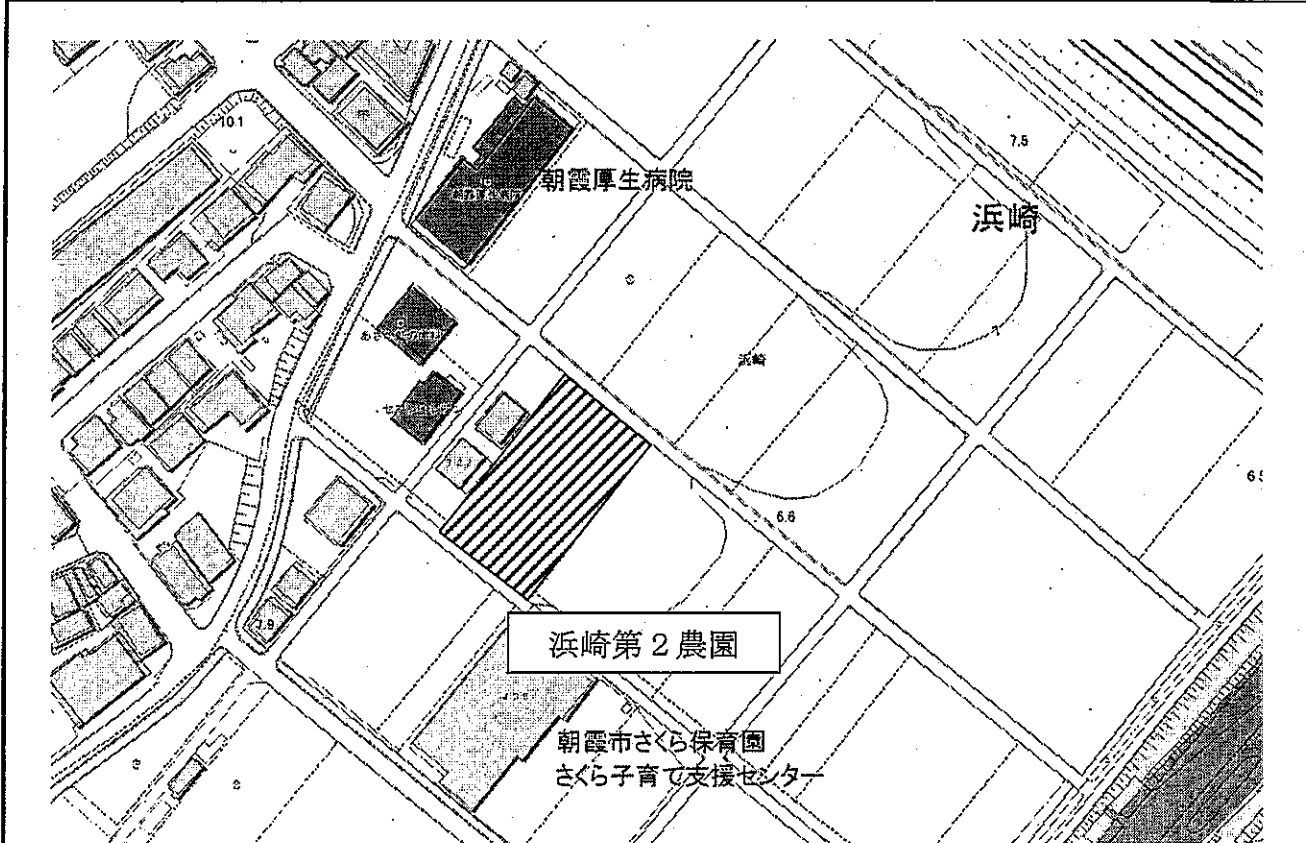
土地の所在地	朝霞市根岸台 [REDACTED] [REDACTED]
申請者	朝霞市本町 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



# 案内図

議案第9号1番

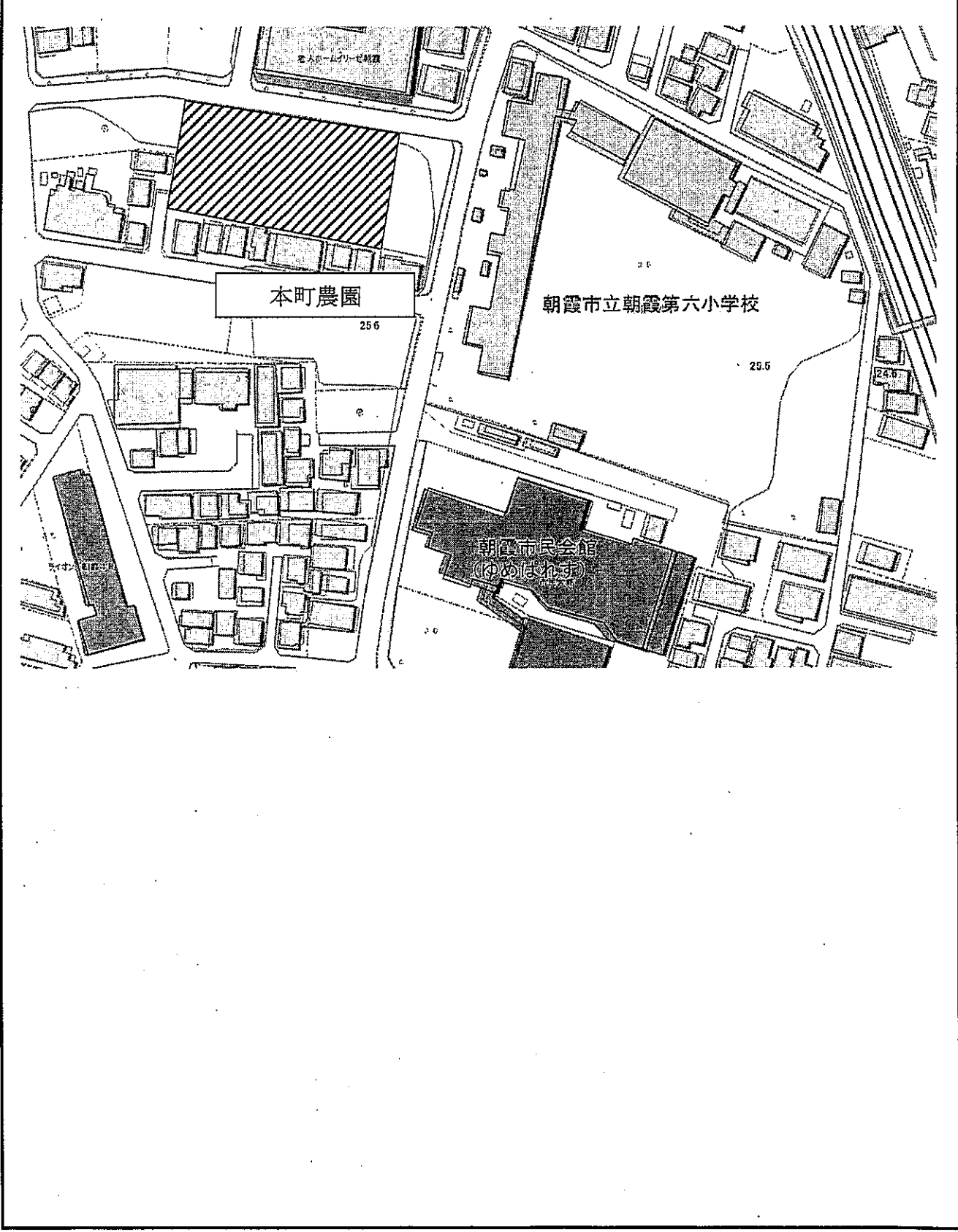
土地の所在地	朝霞市根岸台 [REDACTED] [REDACTED]
申請者	朝霞市本町 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



案 内 図

議案第9号1番

土地の所在地	朝霞市根岸台 [REDACTED] [REDACTED]
申請者	朝霞市本町 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]



## 議案第10号 朝霞市農業委員会処務規程の一部を改正する規程について

令和8年3月25日 提出

朝霞市農業委員会処務規程（昭和56年朝霞市農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第2項中「専門員」を「副主幹」に改める。

## 附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

朝霞市農業委員会処務規程の一部を改正する規程

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じて事務局に事務局次長、副主幹、主査、主任、主事及び主事補を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 事務局次長、副主幹、主査、主任、主事及び主事補は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要に応じて事務局に事務局次長、専門員、主査、主任、主事及び主事補を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 事務局次長、専門員、主査、主任、主事及び主事補は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。</p> <p>3 (略)</p>

【参考資料（改正前）】

○朝霞市農業委員会処務規程

昭和56年4月1日  
農業委員会規程第1号

（設置）

第1条 朝霞市農業委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するため、朝霞市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（職員）

第2条 事務局に事務局長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて事務局に事務局次長、専門員、主査、主任、主事及び主事補を置くことができる。

（職務）

第3条 事務局長は、会長の命を受け、委員会の事務を掌理し、その事務を執行するため、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長、専門員、主査、主任、主事及び主事補は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。

3 事務局長に事故があるときは、会長が指定する職員がその職務を代理する。

（所掌事務）

第4条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条に規定する事務に関すること。
- (2) 委員会の権限に属する証明に関すること。
- (3) 農業者年金に関すること。
- (4) 委員会の総会等会議に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- (7) 職員の人事及び服務等に関すること。
- (8) 庶務及び予算に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

（事務専決）

第5条 事務局長は、朝霞市事務決裁規程（平成11年朝霞市規程第3号）別表第1に規定する課長共通専決事項に準じて専決することができる。

（諸規定の準用）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の事務処理等について必要な事項は、朝霞市の諸規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年農委規程第1号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年農委規程第1号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年農委規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日農委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

## 目次

1	目的.....
2	定義.....
3	対象とする脅威.....
4	適用範囲.....
5	職員等の遵守義務.....
6	情報セキュリティ対策.....
7	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施.....
8	情報セキュリティポリシーの見直し.....
9	情報セキュリティ対策基準の策定.....
10	情報セキュリティ実施手順の策定.....

## 1 目的

本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

なお、本基本方針は、地方自治法上のサイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるものとする。

## 2 定義

### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### (4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

### (5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (8) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

### (9) LGWAN 接続系

人事給与、財務会計及び文書管理等 LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

※LGWAN (Local Government Wide Area Network) : 地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク

### (10) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

### (1 1) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

### (1 2) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

## 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、業務委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

## 4 適用範囲

### (1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とする。

### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、以下のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書
- ④ 朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号）第2条第2項に規定する公文書

## 5 職員等の遵守義務

本市が保有する情報資産に携わる全ての職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び当該ポリシーに基づき定められる実施手順を遵守しなければならない。なお、本市の業務委託を受けた外部委託業者等も、本市が保有する情報資産の範囲において同様に遵守する義務を負う。

## 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずる。

### (1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

### (3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ① マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ② LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県と市区町村のインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

### (4) 物理的セキュリティ

サーバ、マシン室、通信回線、職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずる。

### (5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

### (6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等

の技術的対策を講ずる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し、運用手順を定め、利用するサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附則 この基本方針は、平成17年1月12日から施行する。

この基本方針は、平成18年9月1日から施行する。

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

この基本方針は、平成28年1月1日から施行する。

この基本方針は、令和2年2月1日から施行する。

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

この基本方針は、令和5年5月1日から施行する。

この基本方針は、令和7年2月3日から施行する。

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

令和8年3月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		相続人	権利を取得した日	取得した権利の種類	受理番号		備考
		田	登記面積 ㎡				受理日		
1	大字溝沼字仲田	田	1,000.00	溝沼	令和7年3月29日	所有権	朝農委発第3-1号		
	大字溝沼字仲田	田	725.00		相続	あり	令和8年3月3日		

埼玉県朝霞市農業委員会会長

高橋 隆

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(所有権移転)の受理について

令和8年3月25日提出

番号	土地の所在地	登記地目		譲受人	譲渡人	転用目的	受理番号		備考
		登記面積	㎡				受理日	受理日	
1	根岸台	畑	403.00	西東京市東伏見	根岸台	住宅敷地	朝農委発第5-10号	令和8年2月20日	
							畑	197.00	
2	宮戸	畑	197.00	川越市新宿町	宮戸	共同住宅敷地	朝農委発第5-14号	令和8年3月9日	
					宮戸		宮戸	朝農委発第5-14号	

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（賃貸借権設定）の受理について

令和8年3月25日 提出

番号	土地の所在地	登記地目		借受人	貸出人	転用目的 施設の概要	受理番号		備考
		登記面積	㎡				受理	受理日	
1	大字台字四反田	田	966.00	中央区日本橋人形町 [redacted]	根岸台 [redacted]	事務所及び 自動車修理工場	朝農委発第5-12号		
	大字台字四反田	田	28.00						
	大字台字四反田	田	998.00						
	大字台字四反田	田	998.00						
	あずま南地区 土地区画整理事業 施行地区内		1,806.00						
	大字台字四反田	田	968.00						
2	大字台字四反田	田	29.00	中央区日本橋人形町 [redacted]	根岸台 [redacted]	事務所及び 自動車修理工場	朝農委発第5-13号		
	大字台字四反田	田	605.00						
	あずま南地区 土地区画整理事業 施行地区内								
	大字台字桐ノ木	田	978.00						
	大字台字桐ノ木	田	978.00						
	大字台字桐ノ木	田	958.00						
	あずま南地区 土地区画整理事業 施行地区内		2,065.00						
	大字台字四反田	田	998.00						
	あずま南地区 土地区画整理事業 施行地区内		606.00						

